

議案第120号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和30年新座市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

(勤勉手当)

第17条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50を乗じて得た額の総額
3～5 [略]

別表第1(第3条関係)

行政職給料表(一)

職員の 区分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額(円)	給料月額(円)	給料月額(円)	給料月額(円)	給料月額(円)	給料月額(円)	給料月額(円)	給料月額(円)
再任用 職員以 外の職 員	1	150,100	175,300	234,400	266,000	290,700	[略]		
	2	151,200	177,800	236,000	267,700	292,900			
	3	152,400	180,300	237,500	269,200	295,000			
	4	153,500	182,800	239,000	271,000	297,000			
	5	154,600	185,200	240,300	272,700	298,800			
	6	155,700	186,900	241,900	274,500	300,800			
	7	156,800	188,500	243,400	276,300	302,600			
	8	157,900	190,200	244,900	278,300	[略]			
	9	158,900	191,700	246,000	280,200				
	10	160,300	193,400	247,500	282,200				
	11	161,600	195,200	249,000	284,100				
	12	162,900	196,900	250,300	286,000				
	13	164,100	198,500	251,800	287,900				
	14	165,600	200,300	253,000	289,700				
	15	167,100	202,100	254,300	291,200	[略]			
	16	168,700	203,900	255,500					
	17	169,800	205,400	256,800					
	18	171,200	207,200	258,200					
	19	172,600	209,000	259,600					
	20	174,000	210,800	261,100					
	21	175,300	212,400	262,700					
	22	177,800	214,200	264,400					
	23	180,300	216,000	266,000					
	24	182,800	217,800	267,600					
	25	185,200	219,200	269,400					
	26	186,900	221,000	271,200					
	27	188,500	222,700	272,900					
	28	190,200	224,500	274,600					
	29	191,700	226,100	276,200					
	30	193,400	227,800	277,900					
	31	195,200	229,400	279,700					

(勤勉手当)

第17条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

別表第1(第3条関係)

行政職給料表(一)

職員の 区分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額(円)	給料月額(円)	給料月額(円)	給料月額(円)	給料月額(円)	給料月額(円)	給料月額(円)	給料月額(円)
再任用 職員以 外の職 員	1	146,100	171,700	231,500	264,200	289,700	[略]		
	2	147,200	174,400	233,100	266,000	291,900			
	3	148,400	177,000	234,600	267,800	294,000			
	4	149,500	179,600	236,200	269,900	296,000			
	5	150,600	182,200	237,600	271,600	297,900			
	6	151,700	183,900	239,300	273,400	300,000			
	7	152,800	185,500	240,800	275,200	302,200			
	8	153,900	187,200	242,400	277,200	[略]			
	9	154,900	188,700	243,500	279,200				
	10	156,300	190,400	245,000	281,200				
	11	157,600	192,200	246,600	283,100				
	12	158,900	193,900	247,900	285,000				
	13	160,100	195,500	249,400	287,000				
	14	161,600	197,300	250,800	288,900				
	15	163,100	199,100	252,100	290,800				
	16	164,700	200,900	253,500	[略]				
	17	165,900	202,400	255,000					
	18	167,400	204,200	256,500					
	19	168,900	206,000	258,200					
	20	170,400	207,800	260,000					
	21	171,700	209,400	261,600					
	22	174,400	211,200	263,300					
	23	177,000	213,000	264,900					
	24	179,600	214,800	266,500					
	25	182,200	216,200	268,400					
	26	183,900	218,000	270,200					
	27	185,500	219,700	271,900					
	28	187,200	221,500	273,600					
	29	188,700	223,200	275,300					
	30	190,400	224,900	277,000					
	31	192,200	226,500	278,800					

32	196,900	230,900	281,200
33	198,500	232,200	282,400
34	199,900	233,800	284,100
35	201,400	235,400	285,700
36	202,900	236,900	[略]
37	204,200	237,900	
38	205,500	239,400	
39	206,700	240,700	
40	208,000	241,900	
41	209,300	243,100	
42	210,600	244,100	
43	211,900	245,100	
44	213,200	246,100	
45	214,300	247,200	
46	215,600	248,100	
47	216,900	249,000	
48	218,200	250,000	
49	219,200	250,900	
50	220,300	252,200	
51	221,300	253,400	
52	222,300	254,700	
53	223,300	256,000	
54	224,200	257,400	
55	225,100	258,600	
56	226,000	259,800	
57	226,300	260,900	
58	227,100	262,100	
59	227,800	263,400	
60	228,500	264,500	
61	229,200	265,600	
62	230,000	266,600	
63	230,700	267,800	
64	231,300	268,900	
65	231,900	269,900	
66	232,500	270,900	
67	233,100	272,000	
68	233,800	[略]	
69	234,500		
70	235,100		
71	235,600		
72	236,300		
73	237,000		
74	237,600		
75	238,200		
76	238,700		
77	239,300		
78	240,000		
79	240,700		
80	241,200		
81	241,700		
82	242,300		

32	193,900	228,100	280,300
33	195,500	229,500	281,800
34	196,900	231,200	283,700
35	198,400	232,800	285,500
36	199,900	234,400	[略]
37	201,200	235,400	
38	202,500	236,900	
39	203,700	238,300	
40	205,000	239,500	
41	206,300	240,700	
42	207,600	241,900	
43	208,900	242,900	
44	210,200	244,100	
45	211,300	245,400	
46	212,600	246,400	
47	213,900	247,600	
48	215,200	248,900	
49	216,300	249,800	
50	217,400	251,100	
51	218,400	252,300	
52	219,500	253,600	
53	220,600	255,000	
54	221,600	256,400	
55	222,500	257,600	
56	223,500	258,800	
57	223,800	260,000	
58	224,600	261,200	
59	225,400	262,500	
60	226,100	263,600	
61	226,800	264,700	
62	227,800	265,800	
63	228,600	267,100	
64	229,400	268,400	
65	230,100	269,400	
66	230,800	270,500	
67	231,700	271,800	
68	232,700	[略]	
69	233,400		
70	234,000		
71	234,500		
72	235,200		
73	236,000		
74	236,600		
75	237,200		
76	237,700		
77	238,400		
78	239,100		
79	239,800		
80	240,300		
81	240,800		
82	241,500		

83	242,900
84	243,400
85	243,900
86	244,500
87	245,100

[略]

[略]

83	242,200
84	242,900
85	243,500
86	244,200
87	244,900

[略]

[略]

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め

る。

令和4年12月14日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

令和4年8月8日付けの人事院の勧告、同年10月20日付けの埼玉県人事委員会の勧告等を踏まえ、一般職の職員の給与を改定したいので、この案を提出するものである。